

市内指定障害福祉サービス事業所等
市内指定障害児通所支援事業所
市内指定特定相談支援事業所
市内指定一般相談支援事業所
市内指定障害児相談支援事業所

管理者様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

事業所等の廃止、休止及び再開に係る届出の徹底について（通知）

日頃から、本市障害福祉事業施策に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、障害福祉サービス事業所等の廃止、休止及び再開については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法令に基づき、指定権者への届出が必要とされています。

今般、本市ホームページに掲載している事業所一覧において、既に廃止されている事業所が掲載されたままとなっている事例が確認されました。廃止等に係る届出が提出されない場合、利用者、相談支援事業所、関係機関等に対して誤った情報を提供することとなり、適切なサービス利用に支障を生じるおそれがあります。

については、各事業者におかれましては、事業所又は施設を廃止、休止又は再開する場合は、関係法令に基づき、所定の届出書を期限内に提出していただくよう改めてお願いいたします。

1 提出方法

- ① 廃止、休止又は再開を行う場合には事前確認を必要としておりますので、各種届出前に、次の Web フォームから手続を行ってください。

→ URL : <https://logoform.jp/form/FUQz/1727651>

- ② Web フォームに添付する届出書類掲載箇所については、次の掲載先となります。

「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」→
「5. 変更（休止・廃止）の届出」

■障害福祉サービス・相談支援事業所（特定・一般）の場合

「（1）障害者総合支援法に基づく事業所、施設」

→ <https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=134>

■障害児通所支援事業所・障害児相談支援事業所の場合

「（2）児童福祉法に基づく事業所、施設」

→ <https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=135>

2 届出書の提出期限

事業所等を廃止、休止又は再開しようとするときは、次の期限までに届出書を提出してください。

区分	提出期限
廃止届出書	廃止の日の1か月前まで
休止届出書	休止の日の1か月前まで

区分	提出期限
再開届出書	再開した日から 10 日以内

3 留意事項

- (1) 利用者及び関係機関への情報提供のため、事業所情報をホームページ等で公表しています。廃止、休止又は再開に係る届出が行われない場合、公表情報と実態が一致しない状態となるため、届出漏れがないようお願いします。
- (2) 特に特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所については、本市ホームページに掲載している事業所一覧を利用者、家族及び関係機関が事業所選定の際の参考情報として活用していることから、廃止等の際は遅滞なく必要な手続きを行うようお願いします。

問合せ先
 障害者施設指導課事業者指定担当
 電話：044（200）2927
 FAX：044（200）3932